

令和5年度 多面的機能支払交付金に係る地方農政局等が行う抽出検査を実施

今年度の抽出検査は、12月19日(火)～12月21日(木)の3日間で実施され、上関町、山口市、防府市の管内4活動組織が対象となりました。

この抽出検査は、中国四国農政局が多面的機能支払交付金実施要領に基づき、毎年度、県内の活動組織の中から対象組織を抽出して、多面的機能支払交付金に係る証拠書類等について検査を実施するものです。

今年度の検査は、令和4年度の実施状況が対象で、当日は、活動組織関係者(代表、書記・会計担当者ほか)及び市町担当者が出席し実施されました。

また、昨今の全国的な不適切処理の状況もあり、会計事務の体制及び処理・確認方法について重点的に確認されました。

いずれの活動組織も関係書類の整理が良く、指摘・指導事項も少なく無事に検査を終えました。

検査時に指摘・指導のあった事項を以下のとおりお知らせしますので活動実施の参考にしてください。



項目	指摘・指導内容
会計事務の体制	会計事務の取扱手順、会計担当及び役割分担等を文書で明確化すること。
会計事務のチェック体制	会計事務の担当者だけでなく複数名の役員によるチェック体制を取ること。
現金の取扱いと受領確認	不適切会計のリスク低減のため、現金を扱うことをできる限り少なくし、日当の支払いについても振込みを検討すること。 やむを得ず日当等を現金で支払う場合は、従来は領収書等に受領印の押印を義務付けていたが、受領印の偽造を防止する観点から、自筆サインを推奨する。このことから受領印から自筆サインへの切替えを検討すること。
交付金の引出し等のチェック体制	印鑑と通帳を別管理し、交付金の引出処理時は会計担当者と他の役員(代表等)が内容や金額等を確認すること。
領収書等の記載内容	① 請求書、納品書、領収書等の宛名は活動組織名を記載すること。(個人名、法人名等は不可。) ② 領収書に但し書きが記載されていることを必ず確認すること。
保険加入	全国的に、活動中のけがや事故が多発しているため、保険の加入を推奨する。